

## 第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

### 第1節 計画の基本理念

本計画は、新潟県環境基本計画「エコビジョン 2020」に示された目指すべき姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、基本目標の1つである「循環型社会の形成」を着実に進めるためのものです。

本計画の基本理念は、第3次計画から引き続き、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つを柱とします。

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

### 第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制と、再使用・再生利用・熱回収及び適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた6つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

1. 排出者の責務の徹底・強化
2. 排出抑制と循環的利用の推進
3. 適正処理の推進
4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
5. 廃棄物情報の共有化と相互理解
6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

### 第3節 基本施策の方向性

#### 1. 排出者の責務の徹底・強化

県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者の責務の徹底と強化を図ります。

#### 2. 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

3. 適正処理の推進

廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお、循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

地震や津波をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。